

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年 9月22日

新函館農業協同組合
代表理事組合長 輪島 桂



1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業主体：新函館農業協同組合
- (2) 補助事業名：平成29年度産地パワーアップ事業
- (3) 工事名：新函館農協 トマト外観・内部品質選別機導入入替工事
- (4) 工事場所：茅部郡森町字姫川 120-18
- (5) 工事概要：既存選別機に最新式のカメラ選別設備を設置する工事他
- (6) 工期：着工：平成29年12月18日
完成：平成30年 3月15日
引渡：平成30年 3月16日
- (7) 工事請負契約締結：本事業は、落札した請負者と農協が指定するリース会社と締結する。なお、落札した請負者が暴力団の関係者であることが判明した場合は契約できない。
- (8) 入札事項：製造請負工事金額（補助対象の機械器具機材費のみ）自費対象の運搬費・組立据付工事費、既存設備撤去処分費は落札業者と協議のうえ決定する。

2. 一般競争入札参加資格

一般競争入札参加希望者は、単体企業、特定または経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は(1)および(3)、特定または経常建設共同企業体の要件は(2)および(3)とする。

(1) 基本条件

- ① 予算決算および会計令（以下「予決令」という。）第70条および第71条の規定に該当しない者であること。別紙の「申立書」の提出を行う者であること。
- ② 経常利益が直近3カ年間連続赤字ではない者であること。
- ③ 直近年度の「経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書」の総合評点Pが649点以上であること。
- ④ 申請書および資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該契約の履行地域について、農林水産省の機関又は地方公共団体ならびにその関係機関、国土交通省北海道開発局から工事請負契約に係る指名停止の措置等を受けていないこと。
- ⑤ 過去に会社更生および民事再生の手続きを行ったことがないこと。

* 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域

における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(2) 特定または経常建設共同企業体の要件

①代表者を含む構成員すべてが(1)の①を満たしていること。

②代表者が(1)の②、③、④、⑤を満たしていること。

③協定書を必ず提出すること。

※協定書には「構成員が債務不履行となった場合には他の構成員が連帯して責任を負う」等の旨を記載すること。

④本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

(3) 付加条件

①10年以内に北海道の農業協同組合の実施するカメラ式選別施設の元請実績を有する。

②北海道に営業拠点を有する。

③業務に関し独占禁止法第3条または第8条第1号の規定に違反し、排除措置命令ならびに課徴金納付命令が発令されてから5か月以上過ぎていること。

3. 入札手続等

(1) 担当窓口

名 称：新函館農業協同組合 森基幹支店 営農生産課

住 所：北海道茅部郡森町字森川町 278-2

電 話：01374-2-2386

担当者：課長 栗城 優一

(2) 一般競争入札説明書および関係書類の交付期間、場所および方法

ア. 期間：平成 29 年 9 月 22 日 (金) 13 時 ～ 平成 29 年 10 月 6 日 (金) 17 時

イ. 場所：森基幹支店 営農生産課

ウ. 方法：手渡し

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)および一般競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、場所および方法

ア. 期間：平成 29 年 9 月 22 日 (金) 13 時 ～ 平成 29 年 10 月 6 日 (金) 17 時

イ. 場所：森基幹支店 営農生産課

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

(4) 入札参加資格確認通知書の提出日時および方法

- ア. 日時：平成 29 年 10 月 10 日（火）17 時まで
- イ. 方法：書面（FAX 送信）をもって通知する。

(5) 入札仕様書の提出日時、場所および方法

- ア. 日時：平成 29 年 10 月 20 日（金）17 時まで
- イ. 場所：森基幹支店 営農生産課
- ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

(8) 一般競争入札参加資格確認通知書（仕様書提出後）の提出日時および方法

- ア. 日時：平成 29 年 10 月 25 日（水）17 時まで
- イ. 方法：書面（FAX 送信）をもって通知する。

(9) 一般競争入札の日時、場所および方法

- ア. 日時：平成 29 年 11 月 13 日（月）11 時
- イ. 場所：北海道北斗市本町 1 丁目 1 番 21 号 新函館農業協同組合大野支店第 1 会議室
- ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

4. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行なった入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者、入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

6. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てを行うことができる。

7. その他

(1) 談合情報に対する対応

- ア. 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取および工事費内訳書の徴取ならびに公正取引委員会への通報を行うことがあること。
- イ. 談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあること。

ウ. 契約締結後に談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあること。

エ. 別紙「談合等不正行為があった場合の違約金等」について実施することがあること。

(2) 注意事項

入札執行が完了するまでの間、本件に関する面談または電話等は一切認めない。

受注済みの別件工事等に関する連絡等、特に用件がある場合は事前に申し出、承認を得ることとする。

(3) 詳細は一般競争入札説明書および関係書類による。

以上

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

請負者（以下、「乙」という。共同企業体にあつては、その構成員。以下、この条文において同じ。）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、施主（以下、「甲」という。）の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金とし甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、または乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条文において同じ。）。

二 納付命令または独占禁止法第7条もしくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙等に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号および次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条または第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間および当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員または使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令もしくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙が前2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 乙は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項および第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。